

適合証明業務手数料規程の改正ポイント

平成 29 年 4 月 25 日

① フラット 3 5 S の耐震性において木造壁量計算書による加算手数料を追加しました。

なお、構造計算書による場合は、現状の加算手数料が適用となります。

<事例>木造 2F 150 m²・一戸建て住宅 フラット 3 5 S 耐震性を選択した場合 (同時)

・構造計算書 … ⑨9,200+15,400=24,600 ⑩9,200 ⑪9,200

・壁量計算書 … ⑨9,200+ 4,600=13,800 ⑩9,200 ⑪9,200

② フラット 3 5 S の省エネルギー性における断熱等性能等級又は一次エネルギー消費量等級による加算手数料を追加しました。

※ 共同住宅のフラット 3 5 S の省エネルギー性の加算は、1 つの計算書 (断熱のパターン) ごとに加算されます。

<事例>木造 2F 150 m²・一戸建て住宅 フラット 3 5 S 省エネ性を選択した場合 (同時)

・断熱等性能等級 … ⑨9,200+4,600=13,800 ⑩9,200 ⑪9,200

・一次エネルギー消費量等級 … ⑨9,200+7,000=16,200 ⑩9,200 ⑪9,200

③ 賃貸住宅融資の省エネルギー性における加算手数料を追加しました。

<事例>1フロア 4戸 4F (16戸) ・共同住宅 省エネ加算がある場合

外皮計算を左図の A~I の仕様ごとに計算した場合

割増 4,600×9=41,400

・賃貸住宅融資の場合 … ⑨12,300+41,400=53,700 ⑩12,300

A	B	B	C
D	E	E	F
D	E	E	F
G	H	H	I